

大規模災害時等の北海道・東北８道県
広域応援ガイドライン

平成27年３月

（北海道・青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県・新潟県）

第1章 総 則

1 趣旨

平成23年3月11日の東日本大震災時においては、「大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」（以下「協定」という。）及び「大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定実施細目」（以下「協定実施細目」という。）（以下「協定等」と総称する。）に基づくカウンターパート方式により初動対応時の応援先が明確になる等、災害時の広域応援に協定が一定程度有効に機能した。

一方で、協定の運用に当たっては、広域応援を実施するための業務体制が明確にされていない等、残された課題も少なくない。

また、北海道・東北ブロックにおいては、東日本大震災の経験を踏まえた「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」（以下「全国協定」という。）の改正に伴い、平成26年10月21日に協定等の全面的な見直しを行ったところだが、南海トラフ巨大地震や首都直下型地震の大規模災害の発生が懸念される現状を踏まえれば、今後、北海道・東北ブロックにおいて東日本大震災の経験を踏まえた広域応援を行わなければならない場面も想定される。

これらのことを踏まえ、協定等及び全国協定に基づく応援を迅速かつ的確に実施するため、北海道・東北ブロックに属する道県（以下「道県」という。）が共同で本ガイドラインを策定する。

2 対象とする災害等

- （1） 本ガイドラインは、地震等による大規模災害であって、都道府県単独では対応ができず、他の都道府県による応援を必要とする災害を対象とする。
- （2） 本ガイドラインは、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態に準用する。

3 ガイドラインの適切な運用

- （1） 道県は、本ガイドラインの趣旨に基づき、災害時の受援及び応援に係る体制を整備するとともに、その適切な運用を図る。
- （2） 道県は、災害時の受援及び応援に係る体制の適切な運用のため、単独又は合同で必要な訓練を実施する。（協定実施細目第11条）

第2章 実施体制

1 基本方針

- (1) 北海道・東北ブロック内の被災道県に対する支援は、カウンターパート制を採用して対応するとともに、被災状況に応じて「北海道・東北8道県広域応援本部」（以下「広域応援本部」という。）を設置して対応する。
- (2) 全国協定に基づくブロック間応援の要請があったときは、広域応援本部において対応する。
- (3) 全国協定に基づくブロック間応援及び広域応援の要請は、広域応援本部において行う。

2 広域応援本部の設置等

(1) 設置要件

北海道東北地方知事会の会長道県（以下「会長道県」という。）は、次の場合に広域応援本部を設置し、広域応援を実施する。

- ア 協定第8条第1項の規定により、北海道・東北ブロックの被災道県から会長道県に応援の要請があったとき。
- イ 全国協定第9条第2項の規定により、関東ブロックからブロック間応援の要請があったとき。
- ウ その他北海道東北地方知事会会長が必要と認めるとき。

(2) 組織

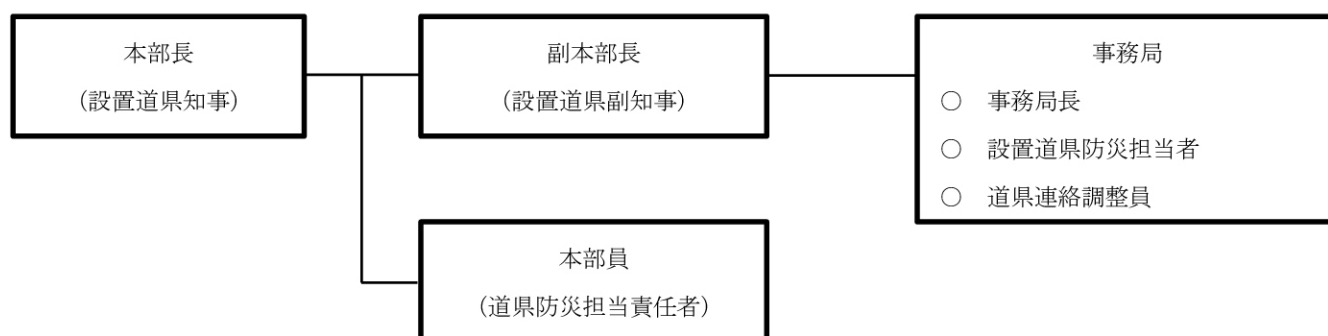
ア 設置道県

- 広域応援本部は、会長道県に設置する。
- 被災等により、会長道県に広域応援本部を設置できないときは、副会長道県に設置する。この場合において、副会長道県が複数あるときは、副会長としての在任期間にしたがう。
- 被災等により、副会長道県に広域応援本部を設置できないときは、知事としての在任期間にしたがい、設置道県を調整する。

イ 体制

- (ア) 広域応援本部に本部長、副本部長及び本部員並びに事務局を置く。
- (イ) 本部長は広域応援本部設置道県知事、副本部長は広域応援本部設置道県副知事をもって充てる。
- (ウ) 本部員は、道県の防災担当責任者をもって充てる。
- (エ) 事務局は、本部設置道県防災担当者及び道県連絡調整員が担当する。この場合において、事務局長は、設置道県防災担当者の中から選任する。
- (オ) 応援の実施等にあたっての道県の意向については、事務局を通じて確認する。

<体制図>



ウ 役割

- (ア) 広域応援本部は、道県が被災したときは、次の役割を担う。
- 被災道県における応援のニーズの把握
 - カバー（支援）県以外の道県に対する応援の要請
 - 道県からの応援の申出の受付
 - 全国協定に基づくブロック間応援及び広域応援の要請並びに応援の申出の受付
 - 申出のあった応援の調整
 - その他応援のために必要と認められる調整
- (イ) 広域応援本部は、ブロック間応援の要請があったときは、次の役割を担う。
- 道県に対する応援の要請及び割当
 - 被災地における応援のニーズの把握
 - 全国知事会及び関東ブロックとの調整
 - その他応援のために必要と認められる調整

3 北海道・東北ブロック内の体制

- (1) 被災道県に対して支援を行うカバー（支援）県をあらかじめ設定したカウンターパート制を採用するとともに、被災状況に応じて広域応援本部を設置し包括的な調整を行う。
- (2) カウンターパート制によるカバー（支援）県は、協定実施細目別表2に基づき次のとおりとする。

被災道県名	第1順位	第2順位	第3順位
北海道	青森県	岩手県	秋田県
青森県	北海道	秋田県	岩手県
岩手県	秋田県	北海道	青森県
宮城県	山形県	福島県	北海道
秋田県	岩手県	青森県	新潟県
山形県	宮城県	新潟県	福島県
福島県	新潟県	宮城県	山形県
新潟県	福島県	山形県	宮城県

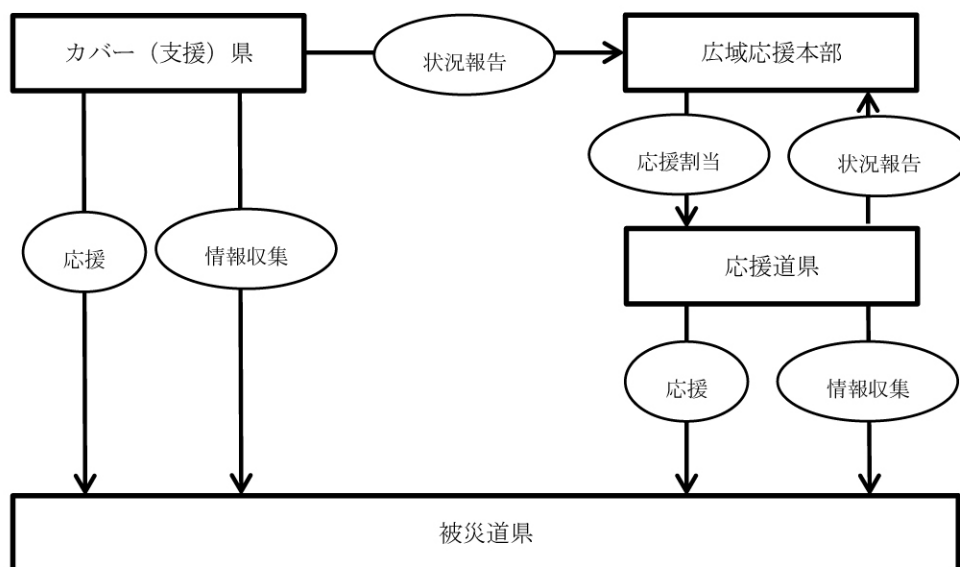
- (3) カバー（支援）県は、応援の対象とする道県（以下「応援対象県」という。）が被災したときは、次の役割を担う。

ア 応援対象県に対する人的・物的応援の実施

イ 協定第6条第1項の連絡調整員の派遣等を通じた応援のニーズの把握

ウ 広域応援本部に対する被災状況等の報告

<実施体制フロー図>



4 ブロック間応援の要請があった場合の体制

（１） 現地調査員の派遣

関東ブロックからブロック間応援の要請があったときは、広域応援本部は被災都県に現地調査員を派遣して応援のニーズについて把握するとともに、その他応援に必要な情報を収集する。この場合において、現地調査員を派遣し、情報収集を行う道県の割当は、次の表に基づき決定する。

被災都県	第 1 順位	第 2 順位
栃木県	北海道	青森県
茨城県	青森県	北海道
群馬県	秋田県	岩手県
埼玉県	岩手県	秋田県
東京都	山形県	宮城県
千葉県	宮城県	山形県
神奈川県	福島県	新潟県
山梨県	新潟県	福島県
長野県	秋田県	岩手県
静岡県	新潟県	福島県

（２） 応援の実施

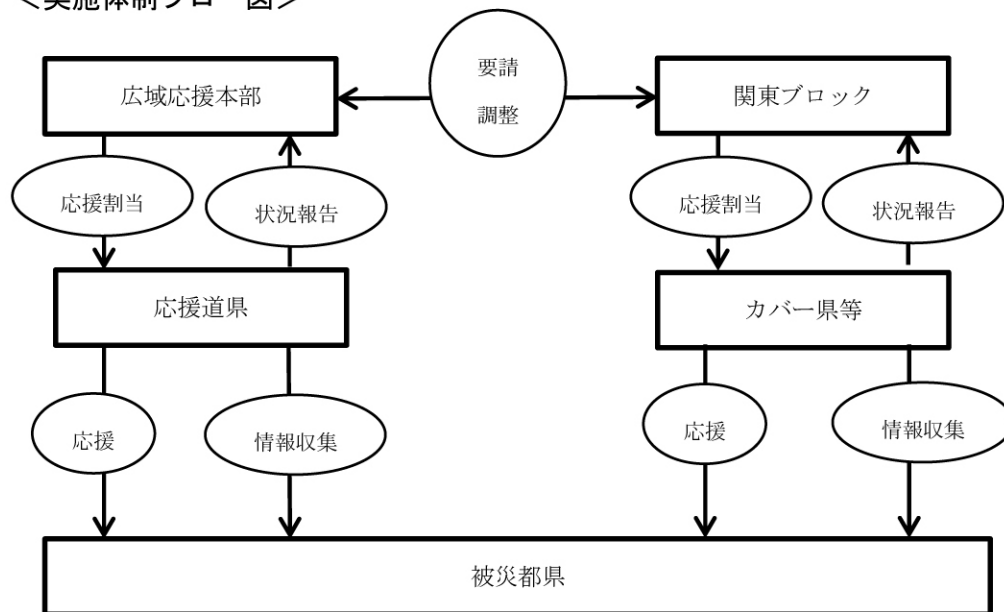
ア 広域応援本部は、現地調査員が収集した情報等を活用して応援に係る包括的な調整を行うとともに、主に次の事項を考慮して、（１）の割当とは別に被災都県に対し応援を行う道県の割当を決定する。この場合において、関東ブロックの 1 つの都県に対し、複数の道県を割り当てることを妨げない。

（ア） 被災都県との距離

（イ） 道路状況を踏まえた被災都県への移動時間

- (ウ) 道県の被災状況
 - (エ) 被災都県の被災の程度
 - (オ) 被災都県と道県との間の人口、職員数等のバランス
- イ 応援の割当を受けた道県は、次の役割を担う。
- (ア) 被災都県に対する人的・物的応援の実施
 - (イ) 連絡調整員の派遣等を通じた応援のニーズの把握
 - (ウ) 広域応援本部に対する被災状況等の報告

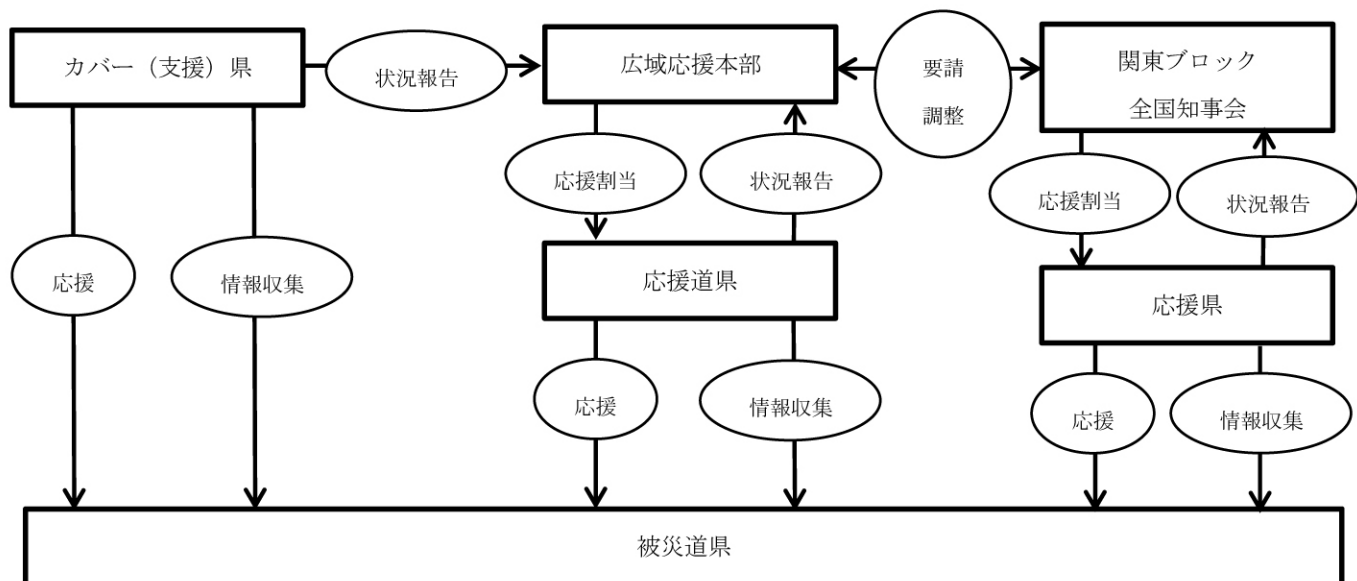
<実施体制フロー図>



5 ブロック間応援及び広域応援の要請を行った場合の体制

全国協定に基づくブロック間応援及び広域応援の要請は、広域応援本部において行う。

<実施体制フロー図>



第3章 実施方法

1 応援のニーズの把握

- (1) カバー（支援）県は、応援対象県における応援のニーズを把握するため、次の場合に応援対象県に連絡調整員を派遣する。（協定第6条第1項）
- ア 応援対象県から協定に基づく応援の要請があったとき。
 - イ 応援対象県が災害対策本部を立ち上げた場合において、カバー（支援）県による連絡調整員の派遣の申出を応援対象県が受け入れたとき。
 - ウ 応援対象県で大規模災害が発生し、甚大な被害が予想されるとき。
- (2) カバー（支援）県は、連絡調整員を派遣したときは、会長道県に通知する。
- (3) 応援対象県は、連絡調整員の派遣を受けたときは、当該連絡調整員を災害対策本部員会議に参加させる等連絡調整員との連絡調整に十分配慮する。（協定第6条第2項）

2 人的応援の実施

(1) 実施方法

- ア カバー（支援）県は、応援対象県の人的応援のニーズを把握した上で、必要な応援を行う。
- イ カバー（支援）県は、広域応援本部が設置された場合にあっては、把握したニーズについて広域応援本部に報告する。
- ウ 広域応援本部は、ブロック内の道県と調整の上、被災道県に対する人的応援を要請する。
- エ 広域応援本部は、必要に応じて、全国協定に基づくブロック間応援及び広域応援の要請を行う。

(2) 応援が想定される業務

大規模災害発生時に応援職員による人的応援の受入れが想定される業務内容は、概ね次のとおりである。

時 期	業務内容
初動期 (発災から概ね3日間)	○ 避難者対策業務 ・ 避難所の運営支援 ・ 被災者の健康対策 ○ 建築物等危険度判定業務 ○ 土砂災害危険箇所緊急点検業務 ○ 原子力災害応急対策業務 ・ 身体等のスクリーニング及び除染 ・ 空間線量率等の測定 ○ 災害対策本部の支援業務 ・ 広域避難における避難の調整 ・ 被災者のこころのケア
応急対策～復旧期 (避難所～仮設住宅期)	○ 避難者対策業務 ・ 避難所の運営支援 ・ 被災者の健康対策 ・ 物資集積拠点等の運営支援 ・ 生活衛生対策業務 ○ 感染症対策業務 ○ 応急仮設住宅の整備等に係る業務 ・ 広域避難における避難の調整 ・ 被災者のこころのケア ・ 給水に係る業務 ・ 在宅の要配慮者に対する支援

	○ 水道・下水道の応急復旧業務 ○ 災害廃棄物の処理に係る業務 ○ 被災者の生活相談業務 ○ 市町村事務全般の支援業務 ○ 学校教育の支援業務 ○ 文化財の保全業務 ○ 原子力災害応急対策業務 ・身体等のスクリーニング及び除染 ・空間線量率等の測定
復旧～復興期 (仮設住宅～災害公営住宅期)	○ 社会基盤施設の復旧業務 ○ 被災者のこころのケア ○ 被災者の生活相談業務 ○ 市町村の復興計画策定支援 ○ 原子力災害応急対策業務 ・身体等のスクリーニング及び除染 ・空間線量率等の測定

(3) 応援にあたっての留意事項

広域応援本部等は、人的応援の要請にあたり、次の事項に留意するよう要請する。

- ア 応援職員は、被災地の負担とならないよう、自己完結型で活動するよう努めること。
- イ 応援職員は、応援都道府県名を表示する腕章を着用する等、その身分を明らかにすること。(協定実施細目第8条第1項)
- ウ 応援職員は、災害の状況、活動期間等に応じ、当座の食料、被服、事務用品等を携行するよう努めること(協定実施細目第9条)。この場合において、想定される携行品は、概ね次のとおりである。

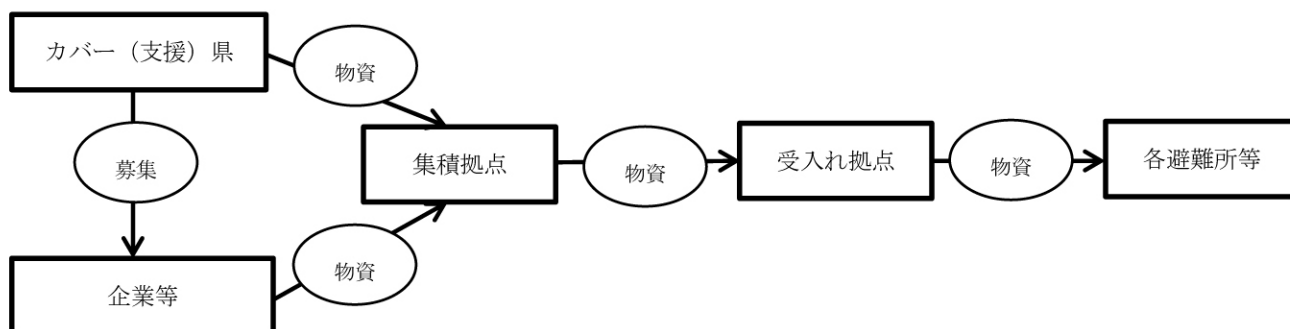
車両等の移動手段、寝袋等、毛布、防寒着、ヘルメット、食料、飲料水、デジタルカメラ、ラジオ、衛星携帯電話、パソコン、用紙、筆記用具、マスク、救急セット、懐中電灯、被災地の地図、原子力災害用防災資機材
- エ 応援職員は、あらかじめ活動に必要な宿泊場所(避難所等を含む。)を確保するよう努めること。この場合において、被災道県は、応援職員の宿泊場所及び駐車場を斡旋する(協定実施細目第10条)とともに、道県内の被害状況その他の活動に必要な情報を提供する。

3 物的応援の実施

(1) 実施方法等

- ア カバー(支援)県は、応援対象県の物的応援のニーズを把握した上で、必要な応援を行う。
- イ カバー(支援)県は、広域応援本部が設置された場合にあつては把握したニーズについて広域応援本部に報告するとともに、必要に応じて県内の企業等に対し大口の義援物資を募集する。
- ウ 広域応援本部は、ブロック内の道県と調整の上、被災道県に対する物的応援を要請する。
- エ 広域応援本部は、必要に応じて、全国協定に基づくブロック間応援及び広域応援の要請を行う。
- オ 道県は、あらかじめ物資の集積拠点及び受入れ拠点を定め、情報を共有する。

<実施方法フロー>



(2) 必要とする義援物資

ア 食料

(ア) 大規模災害発生時に必要となることが想定される義援物資（食料）は、概ね次のとおりである。なお、調達に当たっては、乳幼児、高齢者、難病患者及び透析患者その他の慢性疾患患者並びに食物アレルギーを有する者等に配慮する。

区 分	義援物資
主食用	米、おにぎり、パン、うどん、そば、乳児用ミルク、離乳食、インスタント食品、乾パン等
副食用	缶詰、レトルト食品、漬物、野菜等
調味料	味噌、醤油、塩、砂糖等
その他	ミネラルウォーター等

(イ) 補足事項

- 発災直後は、おにぎり、パン等すぐに食べられる食料を必要とする。
- 避難が長期化する場合にあっては、避難所で自炊するための食材及び調味料を必要とする。
- 副食物は、変質、腐敗等のしにくいものを必要とする。
- 賞味期限又は消費期限がある食料については、当該期限が概ね1ヵ月程度残っているものとする。

イ 食料以外

(ア) 大規模災害発生時に必要となることが想定される義援物資（食料以外）は、概ね次のとおりである。なお、調達に当たっては、高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮するとともに、女性用品等性別の違いにも配慮する。

区 分	義援物資
外衣	洋服、作業衣、子供服等
肌着	シャツ、パンツ等の下着類（特に女性用）
寝具	タオルケット、毛布、布団等
身回品	タオル、手ぬぐい、靴下、運動靴、サンダル、傘等
炊事用具	なべ、炊飯器、コンロ、ガス器具等
食器	はし、茶わん、皿等
日用品	紙おむつ、石鹸、ティッシュ、トイレットペーパー、歯ブラシ等
光熱材料	懐中電灯、乾電池、マッチ、木炭、灯油、プロパンガス等

その他	医薬品、カイロ
-----	---------

(イ) 補足事項

- 外衣、肌着、身回品、紙おむつ等については、新品とするとともに、調達にあたってはサイズに留意する。この場合において、肌着等を必要とする期間は、発災から概ね1ヵ月とする。
- 日用品については、未使用、未開封のものとする。
- 使用期限等のある日用品等については、当該期限が概ね1ヵ月程度残っているものとする。

(3) 留意事項

ア 梱包した義援物資の送付にあたっては、開封しなくとも内容が判別できるようにするため、次に掲げる事項を1箱ごとに明示する。

(ア) 品目

(イ) 賞味期限若しくは消費期限又は使用期限

(ウ) 数量

(エ) 提供元機関名

(オ) 担当者名及び連絡先

イ 梱包した義援物資の送付にあたっては、小口及び混載の物資について送付を控えるよう努める。

4 業務等の提供

(1) 実施方法

ア カバー（支援）県は、応援対象県に対する業務又は施設の提供のニーズを把握した上で、必要な業務又は施設を提供する。

イ カバー（支援）県は、広域応援本部が設置された場合にあっては、把握したニーズについて広域応援本部に報告する。

ウ 広域応援本部は、ブロック内の道県と調整の上、被災道県に対する業務又は施設の提供を要請する。

エ 広域応援本部は、必要に応じて、全国協定に基づくブロック間応援及び広域応援の要請を行う。

(2) 提供が想定される業務等

大規模災害発生時に提供することが想定される業務等は、概ね次のとおりである。

時 期	内 容
初動期 (発災から概ね3日間)	○ ドクターヘリの出動 ○ 防災ヘリの出動 ○ 傷病者等の受入れ
応急対策～復旧期 (避難所～仮設住宅期)	○ 避難者、傷病者等の受入れ ○ 避難所、仮設住宅用地等の提供 ○ 遺体の火葬の受入れ ○ ゴミ・し尿処理の受入れ ○ 災害廃棄物の受入れ ○ 空港の拠点施設としての活用
復旧～復興期 (仮設住宅～災害公営住宅期)	○ 災害廃棄物の受入れ

5 広域避難の受入れに係る調整

- (1) カバー（支援）県は、応援対象県と連携して広域避難に係るニーズを把握するとともに、広域応援本部に避難の受入れ先の確保を依頼する。
- (2) 広域応援本部は、道県と調整を行った上で、避難の受入れ先を被災道県とカバー（支援）県に通知する。
- (3) カバー（支援）県は、避難の受入れ先となる道県と連携して、被災者の広域避難を支援する。
- (4) カバー（支援）県は、県外避難者リストを作成し、応援対象県に提供する。
- (5) 道県は、あらかじめ広域避難の受入れ先となる避難施設等について、情報共有を行うよう努める。

<フロー図>

